

日立市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日立市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月19日提出

日立市議会議会運営委員会
委員長 飛田謙一

(提案説明)

行政手続における押印の見直しに伴い、関係規定を改める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市議会委員会条例の一部を改正する条例

日立市議会委員会条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「委員長は」を「委員長は、」に、「これに署名又は押印しなければ」を「これを議長に提出しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。